

---

---

## 判例研究

---

---

# 労災労働者の所属事業場名の開示ほか 大阪高判平成24年11月29日（判時2185号49頁）<sup>1</sup>

高橋 正 人

### 【事案の概要】

Xは、大阪労働局管内の各労働基準監督署長が脳血管疾患及び虚血性心疾患に係る労災補償給付の支給決定を下した事案について、その処理状況を把握するために作成している処理経過簿のうち、①被災労働者が所属していた事業場名欄のうち法人名が記載されている部分及び②労災補償給付の支給決定月日の開示請求をした。

一部不開示決定のうち、被災労働者が所属していた事業場のうち法人名記載部分を不開示にしたのは違法であるとしてその取消しを求めたところ、大阪地判平成23年11月10日（労判1039号5頁）はXの請求を認容した。国側が控訴。

### 【判旨】

(1) 情報公開法5条1号該当性について

— 個人情報保護法2条1項との文言の相違（照合の容易性を要件として

---

<sup>1</sup> 本判決の評釈として、佐伯彰洋「判批」『新・判例解説Watch Vol.13』47頁、石森久広「判批」季報情報公開・個人情報保護49号8頁、池村正道「判批」判例評論665号11頁がある。

いない)<sup>2</sup>

「情報公開法が個人情報の保護に万全を期していることに鑑みれば、特定範囲の者にとって容易に入手しうる情報も、情報公開法5条1号にいう『他の情報』に当たると解すべきである。情報公開法は何人にも開示請求権を認めており、当該特定範囲の者が開示請求をする可能性もあり、このような特定範囲の者との関係で個人情報が保護されなくてもよいとはいえない・・・。」

「個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素となり、構成員が少数の場合には、他の情報と照合することによって個人が識別される可能性が高くなると考えられるところ、このような状況のもとで、事業場名が開示されれば、当該被災労働者の近親者ばかりではなく、同僚や取引先関係者も、事業場名と、その保有し、入手しうる情報とを併せ照会することにより、当該被災労働者個人を識別することができるものと認められる。」

## （2） 情報公開法5条2号該当性について

「社会的には、脳・心疾患に係る死亡事件で労災認定がされたという事実だけで、特定の留保を付さず『過労死』あるいは『ブラック企業』という否定的評価をもってそのような企業への就職を避けるべきであるとの言説も照会されていること、当該企業の製品の不買を言明する者が存在する等の事情からすると、脳・心疾患について労災認定を受けた労働者が所属していた企業名を公表することについて多くの企業が危惧する社会的評価の低下や、業務上の信用毀損については、単なる抽象的な可能

---

<sup>2</sup> 個人情報保護法2条1項「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの・・・」

情報公開法5条1号「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるの・・・」

労災労働者の所属事業場名の開示ほか大阪高判平成24年11月29日(判時2185号49頁)

性の域にとどまるものではなく、蓋然性の域に達しているものというべきである。」

(3) 情報公開法5条1号ただし書口、情報公開法5条2号ただし書(公益上の義務的開示情報) 該当性について

「ここでは、不開示により保護される利益と、開示により保護される利益を比較衡量し、後者が前者に優越すると認められたときに開示が義務付けられるものと解されるが、情報公開法5条1号ただし書口、2号ただし書に規定する情報は、その公開により個人が特定され、又は法人等の正当な利益を害するおそれがあることを前提として、それに優越する法益を保護するために必要である場合に限り、開示に伴う不利益を個人や法人等に受忍させた上で例外的に開示されるものであり、このような不利益を受忍させるためには、その開示により人の生命、健康、生活又は財産等の保護に資することが相当程度具体的に認められることを要すると解するのが、ただし書という条文の構造からみても相当である。」

(4) 情報公開法5条6号該当性について

「事業場関係者から聴取するについては、客観的な業務内容のほか、会社における人間関係、サポート状況、周囲からの支援の有無といった機微にわたる微妙な事項にも踏み込まなければならず、任意の説明を受ける必要性が高い。

任意の事情聴取に応じてもらえず労災保険法46条の出頭命令による場合、労働基準監督官の担当者の数が限られている・・・ことから日程調整のために期間を要するし、これに応じない場合の同法48条による立入検査をすればまた日数を要するなど、調査権限の行使による場合は時間を要する上、任意の調査による場合に比べ、的確に情報を引き出すことは困難である。

・・・事業場名が開示されるとなれば、不利益をおそれて事業主が任意の調査に応じなくなる蓋然性が認められ・・・事業主の任意の協力を得る必要が高い労災保険給付事務の性質上、事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性が認められる。」

## 【検討】

以下、大阪地裁の判断も踏まえつつ検討する。

### 1、個人情報該当性の判断について

(1) 本判決の最大の特徴は、個人情報保護法と情報公開法との文言の相違に着目し、「情報公開法5条1号は照合の容易性を要件としておらず・・・公的部門が保有する情報に関する情報公開法は、より厳格な個人情報保護を求めたものと解される」と述べ、「他の情報」を広めに解しているところである（特定人基準）。

大阪地裁は、「同法（－情報公開法－高橋注）5条1号にいう『他の情報』とは、広く刊行されている新聞、雑誌、書籍や図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報等の一般人が通常入手し得る情報をいうものと解するのが相当であり、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報や、当該個人の近親者、知人等のみが保有していたり、入手し得る情報についてはこれに含まれない」と述べ、一般人基準に立ち、個人情報該当性を否定していた。

「他の情報」に関する解釈については、大阪地裁の立場である一般人基準を原則としつつ、開示が争われている情報の性質を考慮し、例外的に本判決が採用した特定人基準を適用すべきとの考え方に、判例・審査会答申例は立っていると考えられる<sup>3</sup>。なお、本判決は、前述のように個

---

<sup>3</sup> 「一般人基準」「特定人基準」については、佐伯彰洋「行政情報公開と不開示情報」高木光＝宇賀克也編『行政法の争点』62頁。

労災労働者の所属事業場名の開示ほか大阪高判平成24年11月29日(判時2185号49頁)

個人情報保護法と情報公開法の文言の相違に着目しているが、特定人基準を採用したとされる東京高判平成20年12月17日判例集未登載は、特に両法制度の文言に言及することなく、「一般には知られておらず、当該個人の近親者や関係者のみが知り得る情報と相俟って個人が識別される情報についても、それが開示されると、結局は、情報の伝播により個人のプライバシー侵害を招くことになる」として、個人情報該当性を認めていた(「死刑執行指揮書」「死刑執行速報」に関する部分開示決定の事例)。

(2) 本判決と大阪地裁の判断のいずれが妥当か。本判決が引用している「情報公開法要綱案の考え方」4(2)イにおいて、「一定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々の者に不利益を及ぼす場合があり得る。このような場合は、情報の性質及び内容に照らし、プライバシー保護の十全を図る必要の範囲内において、個人識別可能性を認めるべき必要がある」との指摘がある。

また、本件においては、問題となっている個人情報個人が個人の病歴に関するものであり、いわゆる“センシティブ情報<sup>4</sup>”に該当すると考えられる<sup>5</sup>。このように扱いの慎重さが求められる個人情報に関しては、照合される「他の情報」の範囲については、慎重な配慮が求められよう。よって、本判決が特定人基準によって個人情報該当性を判断したのは支持で

---

判例、答申例の状況については、宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説(第6版)』(2014年)68-72頁、高橋滋ほか『条解 行政情報関連三法』(2011年)264-266頁(下井康史)、法曹会『主要行政事件裁判例概観11』(2008年)86-97頁(条例の事案も含む)、第二東京弁護士会『情報公開・個人情報保護審査会答申例』(2009年)102-108頁。また、原審である大阪地裁判決の評釈である、大江裕幸「本件原審判批」季報情報公開・個人情報保護45号42-43頁。

<sup>4</sup> 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説』(2013年)226頁。

<sup>5</sup> 立案関係者は、「センシティブ情報」の範囲が必ずしも明確ではないとして、行政機関個人情報保護法において特段の定めをしていない。総務省行政管理局『行政機関個人情報保護法の解説(増補版)』(2005年)24-25頁。

きよう<sup>6</sup>。大阪地裁は、「一般人が通常入手し得る情報」と解釈しても、「当該個人の近親者等が開示請求によって得た情報を自己の保有する情報と照合することにより当該個人が識別され、その結果当該個人の権利利益が害されるおそれがある場合には、情報公開法5条1号後段にいう、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報としての不開示情報に当たり得ると考えられるから、当該個人の保護に欠けることはない」と述べているが、“センシティブ情報”の保護という観点からは、「他の情報」を広めに解釈するアプローチが妥当である<sup>7</sup>。

## 2、法人情報該当性の判断について

(1) 本判決は、「過労死」「ブラック企業」といった否定的評価によって、企業の社会的評価や業務上の信用毀損という危惧が「単なる抽象的な可能性の域」を超えて「蓋然性の域に達している」と判断し、情報公開法5条2号該当性を認めている。大阪地裁が、労働者災害補償保険法の制度趣旨を重視し、支給決定が直ちに社会的評価の低下をもたらさないと判断しているのに対して、本判決は新聞報道等による“実情”の側面を重視したものと見える。

(2) エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づき、中部経済産業局長に提出された数値情報が、法人情報に該当すると判断した最判平成23年10月14日(判時2159号53頁①)は、「本件数値情報は、競業者にとって本件各事業者の工場単位のエネルギーに係るコストや技

---

<sup>6</sup> 佐伯・前掲注(1)49頁、池村・前掲注(1)143頁は、労災認定を受けた被災労働者の識別性という、個人の生命・身体に係る事案であることから、本判決が特定人基準を適用したことを支持している。

<sup>7</sup> この点については、本文において引用している「情報公開法要綱案の考え方」4(2)イにおいて、「当該情報の性質及び内容を考慮する必要」に言及がなされていることも参照。

労災労働者の所属事業場名の開示ほか大阪高判平成24年11月29日(判時2185号49頁)

術水準等に関する各種の分析及びこれに基づく設備や技術の改善計画等に資する有益な情報である」とした上で、「本件数値情報が開示された場合には、これが開示されない場合と比べて、これらの者は事業上の競争や価格交渉等において有利な地位に立つことができる反面、本件各事業者はより不利な条件の下での事業上の競争や価格競争等を強いられ、このような不利な状況に置かれることによって本件各事業者の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められる」として、数値情報が情報公開法5条2号の法人情報に該当するとの判断を示している<sup>8</sup>。

本判決も、平成23年最判と同様のアプローチをして、企業の社会的評価の低下及び業務上の信用毀損について“蓋然性”の域に達しているとの判断に至ったものと考えられるが、その心証形成において、いわゆる“流行語”でもある「ブラック企業」といった用語及びその使用頻度を過大評価していないかとの疑問がある。

### 3、公益上の義務的開示情報該当性について

(1) 公益上の義務的開示における「比較衡量」については、「個人に関する情報の中でも個人的な性格が強いものから社会的な性格が強いものまで様々なものがあること、人の生命・身体等の保護と財産・生活の保護とでは開示により保護される利益の程度に相当の差があることを踏まえ、特に個人の人格的な権利利益の保護に欠けるところがないような慎重な配慮が必要」との考え方が示されていた(「情報公開法要綱案の考え方」4(2)カ、なお、法人情報については、「情報公開法要綱案の考え方」4(3)ウ)。

本判決もこのような判断基準に依拠したものと考えられ、センシティブ

---

<sup>8</sup> この「蓋然性」の要求は、情報公開法の立案趣旨に沿ったものと捉えられているようである(判例時報2159号54頁コメント参照)。

々な病歴情報が関連する事案であるだけに、義務的開示においては慎重であるべきである。答申例において、これまで公益上の義務的開示が認められた事例として、医薬品副作用・感染症症例票に関する平成14年度（行情）答申5号、特定製剤を投与された患者が存在する可能性がある医療機関名の開示に関する平成15年度（行情）答申617号があるにすぎないことを考えると、本判決の判断は妥当ではなからうか<sup>9</sup>。

#### 4、事務事業情報該当性について

（1）本判決は、任意調査<sup>10</sup>に対する事業主の協力の必要性から、事務事業情報該当性を認めている。この判断は、審査会答申においても同様の傾向が見られるところである。実務（答申例）に沿った判断であるということができよう<sup>11</sup>。

なお、大阪地判は、「労働災害を発症させた事業場であることが発覚することをおそれて就業実態の調査に対し非協力的になるという事態が一般的に想定されるものとはいえない」として、事務事業情報該当性を否定している。但し、原告側の主張した、「任意調査に応じない場合の強制調査権限や罰則規定」に基づくものではない。

（2）ところで、前述の大阪地判における原告の主張である、罰則付きの強制調査（行政調査における間接強制調査<sup>12</sup>）が規定されていること

<sup>9</sup> 答申例については、宇賀克也『情報公開・個人情報保護』（2013年）429頁以下、高橋ほか編・前掲注（3）284-285頁（渡井理佳子）。

<sup>10</sup> 「任意調査」に関しては、石森・前掲注（1）11頁参照。

<sup>11</sup> 個人情報保護制度における開示請求において、災害調査復命書等の事務事業情報該当性が問題となるが、答申例を見る限り、諮問庁側は、罰則の有無ではなく、今後の調査への支障という観点から、事務事業情報該当性を主張しており、審査会における審査においてもそのことを前提とした判断がなされていると考えられる。本文中で触れた、平成25年度（行個）答申84号のほか、最近の事例として、平成26年度（行個）43号、52号参照。

<sup>12</sup> 稲葉馨ほか『行政法（第3版）』（2015年）145頁等。



労災労働者の所属事業場名の開示ほか大阪高判平成24年11月29日(判時2185号49頁)

で任意調査に応じるのではないかとの指摘について、本判決では、出頭命令による場合の担当者の数の問題や、日程調整の問題を挙げ、任意調査がよりの確な情報を引き出せることを事務事業情報に該当すると判断の根拠にしている。

この問題について、より踏み込んだ答申例は見当たらないが、民事訴訟法における文書提出命令において、罰則付きの強制調査ができることを根拠に、災害調査復命書の一部が、民事訴訟法220条4号ロに該当しないとした最決平成17年10月14日(民集59巻8号2265頁)がある<sup>13</sup>。平成17年最決は、個人情報の開示請求において、審査請求人側が事務事業情報該当性を否定するに当たり引用されているケースがある(平成25年度(行個)答申第84号参照)。

平成17年最決と、判例・実務における事務事業情報該当性の相違は、平成17年最決の判断は、あくまでも民訴法220条4号ロの「その提出により・・・公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのあるもの」の解釈を示したものにすぎないとの前提があるものと思われる<sup>14</sup>。

---

<sup>13</sup> 立入検査拒否に罰則が規定されていることにより事務事業情報に該当することにはならないとしたものに、東京高判平成15年11月27日(判時1850号41頁)がある。この事例では、立入検査拒否による社会的信用の失墜の危険や、罰則が適用される危険すら顧みず、飽くまで立入検査を拒む者が現れることは、直ちには想定し難いと判断された。

<sup>14</sup> 平成17年最決の射程自体、明確ではない。最決平成25年4月19日(判時2194号13頁)は、全国消費実態調査につき、「立入検査等や罰金刑の制裁によってその報告の内容を裏付ける客観的な資料を強制的に徴収することは現実には極めて困難であるといわざるを得ないから、その報告の内容の真実性及び正確性を担保するためには、被調査者の任意の協力による真実に合致した正確な報告が行われることが極めて重要である」として、民訴法220条4号ロ該当性を認めている。